

主な推進事項

○ 子供と高齢者の交通事故防止

県民総ぐるみで交通安全意識の高揚を図り、子供を始めとする歩行者に対する保護意識の醸成を図る。

- ・ 保護者から子供への交通安全教育、高齢者に対する交通安全教育の推進
- ・ 横断歩道における歩行者優先など交通ルール遵守の徹底及び歩行者等に対する思いやり運転の励行
- ・ 高齢運転者に対する身体機能等の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育の推進
- ・ 運転免許証の自主返納制度や返納者への支援措置の周知徹底
- ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○ 二輪車・自転車の交通事故防止

二輪車及び自転車利用者に対し、交差点での安全確認の徹底や適正な通行方法等の交通ルールを周知するとともに、二輪車利用者には正しいヘルメットの着用徹底とプロテクターの着用促進、自転車利用者には「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車損害保険等の加入徹底及び自転車用ヘルメットの着用促進を図る。

《共通》

- ・ 歩行者保護の徹底
- ・ 交差点における信号や一時停止の遵守と安全確認の徹底

《二輪車》

- ・ 正しいヘルメットの着用徹底とプロテクターの着用促進
- ・ 横断歩道、交差点等通過時の交通ルールの遵守

《自転車》

- ・ 車道左側通行の原則、歩道を通行する場合の徐行と歩行者優先の徹底
- ・ 二人乗りや無灯火、スマートフォン等の使用、飲酒運転等の危険性の周知
- ・ 全ての自転車利用者に対する自転車損害保険等の加入徹底
- ・ 自転車用ヘルメットの着用促進（全年齢。特に子供及び高齢者）

○ 飲酒運転の根絶

飲酒運転は「しない、させない、ゆるさない」を合言葉に、広く県民に飲酒運転の悪質性や危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さを訴えるとともに、路上寝込み等による交通事故防止をドライバー、歩行者に呼びかける。

- ・ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- ・ 事業者等に対するアルコール検知器の使用等による飲酒運転の根絶に向けた取組の推進
- ・ 路上寝込み等による交通事故発生実態と発見時の措置方法の周知